

原子力委員会 政策評価部会（第1回）議事録

1. 日 時 2006年4月18日（火）11:00～12:00

2. 場 所 中央合同庁舎4号館7階共用743会議室

3. 出席者 近藤部会長、齋藤委員、木元委員、町委員、前田委員
内閣府 原子力政策担当室
戸谷参事官、森本企画官、赤池参事官補佐
原子力安全・保安院
広瀬院長、西山課長

4. 議 題

- (1) 原子力の研究、開発及び利用に関する政策評価の実施について
- (2) 原子力安全・保安院からのヒアリング
- (3) その他

5. 配付資料

- 資料1 原子力の研究、開発及び利用に関する政策評価実施要領
(平成18年4月11日原子力委員会決定)
- 資料2 政策評価部会の設置について
(平成18年4月11日原子力委員会決定)
- 資料3 政策評価部会構成員
- 資料4 安全の確保に関する評価の進め方について（案）
- 資料5 原子力安全・保安院の原子力安全規制への取り組み状況について
(原子力安全・保安院説明資料)

6. 審議事項

(戸谷参事官) 政策評価部会の第1回を開催させていただきたいというふうに思います。

この政策評価部会につきましては、原子力委員会専門部会等運営規程に従って運営をするということになっておりまして、まず、はじめにこの部会の座長を互選で決定するということになっておりますけれども、これにつきましてはいかがでございましょうか。

(齋藤委員長代理) この評価部会は政策大綱に従って、評価を行おうということになったわけでありまして、新計画策定会議と同様に原子力委員長に部会長をしていただきたいと思います。

(戸谷参事官) ほかにご意見、よろしゅうございますでしょうか。

(「賛成です」と声あり)

(戸谷参事官) それでは、委員長、よろしく願いいたします。

(近藤委員長) それでは、最初に配付資料をご紹介しますでしょうか。

(戸谷参事官) 配布資料でございますけれども、資料1号から5号まででございますけれども、1号につきましては、先般、委員会決定いたしました政策評価実施要領でございます。それから資料第2号は、「政策評価部会の設置について」これも先般の原子力委員会決定でございます。それから資料3号が今の時点の政策評価部会の構成員、それから資料第4号ですが、安全の確保に関する評価の進め方について(案)ということでございます。それから資料第5号が本日お見えになられております原子力安全・保安院の安全性の取り組み状況についての説明資料ということでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) まず、資料1から4を簡単に説明いただけますか。

(戸谷参事官) それでは、資料第1号は、今、申しましたように4月11日、答申でございますけれども、原子力委員会決定をいたしました原子力の研究、開発及び利用に関する政策評価実施要領ということでございます。

原子力政策大綱で国が行う施策は、最も効果的かつ効率的で具体的でなければならないというふうにされているわけでございますが、国及び独立行政法人に対し、その活動について評価を実施し、国民に対し説明していくことを求めています。

それから、原子力委員会自身といたしましても、自ら定めた政策について、その妥当性を定期的に評価し、その結果を国民に説明していくというふうにしてございまして、これに基づきまして、原子力委員会が行う評価の実施についての項目を定めるというのがこの実施要領の目的です。

評価の方法は、原子力政策を適切な政策分野に区分いたしまして、その分野ごとに順次評

価を行うということです。本日、予定をしております安全の確保が、その一番最初の分野ということで、今後、順次他の分野の評価をしていくということでございます。

それから、評価結果のとりまとめにあたっては、市民、NGOを含む関係者からの意見聴取あるいは国民への説明、意見募集を実施することとしております。

それから、政策評価の観点といたしましては、大綱に定められた政策の進展状況あるいは関係行政機関の取り組み状況を把握いたしまして、十分に成果を上げているのか、あるいはその政策の目標を達成し得るのか、見通しがあるかどうか、そういったようなことを検討いたしまして、これに基づきまして原子力政策の妥当性の評価をするということでございます。

評価結果のまとめにつきましては、大綱における考え方と関係行政機関の取り組み状況、政策の妥当性の評価及び今後の進め方に関する提言を記載をするということでございます。

それから資料第2号は、政策評価部会の設置についてということでございます。

それから構成については、ここに記載のとおりです。

それと、資料第3号は構成員ということございまして、当面は原子力委員、委員長及び原子力委員の先生方ということで構成してございしますが、この政策評価部会の設置についての規程にございますように、必要によって原子力委員会の指名する参与又は専門委員も検討委員の構成員とするとしております。

それと資料の第4号でございますが、安全の確保に関する評価の進め方について（案）ということで、評価の対象といたしましては、政策大綱の第2章で2-1の「安全の確保」で示されているところの安全対策と核物質防護対策に盛り込んだものを対象とするということでございます。今後の進め方といたしましては、本年の夏頃にとりまとめを目指しているところでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。実質的に、新しい資料は資料第4号でございます。

ポイントは安全の確保に関する評価については、大綱の2-2-1にかかわるところの領域を対象にして、11日の原子力委員会定例会でお決めいただいた要領に従って、本年の夏頃が目途であるということについてでございます。

よろしゅうございますか。

(「意義なし」と声あり)

(近藤委員長) それでは、最初に取り上げる政策領域である安全政策の現状のご説明のために、原子力安全・保安院の広瀬保安院長に来ていただいておりますので、ご説明をお願いします。

よろしく申し上げます。

(広瀬院長) 私ども原子力安全・保安院は、原子力委員会の原子力政策大綱を踏まえて、原子力安全規制に取り組んできております。

特に、原子力政策大綱に示されております安全文化の確立・定着、運転管理の継続的改善、リスク情報の活用、高経年化対策等に関しては科学的・合理的な安全規制に取り組むということやってきております。

このようなことから、私ども保安院ができて、5年間でございますが、その発展と今後の課題につきましてご報告を申し上げ、評価をいただいた上で、今後、原子力政策大綱を踏まえて、さらに原子力安全規制の向上に努めていきたいと考えております。

それでは、お手元のA4横の別紙の資料でございます。

最初に3ページでございますけれども、原子力安全・保安院は平成13年1月に発足をいたしました。経済産業省の設置法を改正いたしまして、原子力安全・保安院を特別の機関として設立をし、資源エネルギー庁とは別の独立した組織として編成をすることにしたわけでございます。その活動につきましては、原子力安全委員会から不断にチェックを受ける体制となっております。

5ページでございますが、その人員につきましては、原子力安全・保安院約800名の職員のうち、原子力安全に関与しております者が約330名でございます。発足時140名から約200名程度増員をしてきております。

それから、原子力安全・保安院を支援する組織として、独立行政法人原子力安全基盤機構、JNESをつくって、そこに約450名程度の特殊勤務がいるという体制になってきています。

8ページでございますが、原子力安全・保安院の設立に対しまして、平成12年12月に総合資源エネルギー調査会総合部会の提案を受けまして、原子力安全・保安部会というものを設置をし、発足後の7月に原子力安全基盤の確保についてという報告を取りまとめてきております。この中では、原子力安全規制の3つの理念、4つの行動計画というものを取りまとめております。

9ページでございますが、私ども原子力安全・保安院、全職員1人1人の行動規範として強い使命感、科学的・合理的な判断、業務執行の透明性及び中立性・公正性を常に行動規範として提示をしているということにいたしております。

お手元の黄色の小さなカードでございますが、このものをいつも全職員が携行をし、折に

触れ、この原点に立ち戻って行動をしているということをいたしております。

10ページでございますが、基本理念として安全規制が明確であり、公開をされていること、安全規制は最新の技術的知見を反映した効果的なものであること、国際動向に主体的に対応すること、この3つを基本理念として説明をいたしております。

続きまして13ページでございます。運転段階の安全規制制度の向上でございます。

経済産業省をとおしまして、原子力安全規制に取り組んでまいりましたが、その初期は建設段階、設置段階の安全規制に、どちらかといいますと重点を置いてきておりました。現在、運転されておるプラントが55基になる状況のもとで、運転段階の安全規制をさらに充実をさせていくということが大きな目標になってございます。

平成14年6月に検査制度の見直しをまとめまして、その後、自主点検記録問題ということがあり、それを踏まえて14ページでございます品質保証体制、保守管理体制を記載することを義務づけ、保安検査による確認、定期事業者検査の義務づけ、定期安全管理検査の導入ということをやってまいりました。

15ページでございますが、まず品質保証体制の確立を求めるということで、その下に計画、実施、評価、改善、PDCAサイクルを回すことによる継続的な改善を求めていくということをしております。また、保守管理活動の確立を求めるということをいたしております。

18ページ、お願いいたします。ここで事業者がやっておりました自主点検というものを定期事業者検査として法令上位置づけ、記録を残すということを求めてきております。定期事業者検査の実施体制につきましては、原子力安全基盤機構が定期安全管理審査を行うということやってきております。

20ページでございますが、定期安全レビューというものを制度的にしっかりしたところとして取り組んでいこうということやっております。10年ごとの定期安全レビューを保安規定の要求事項として位置づけてきております。3月までの現在でございますが、20プラントで定期安全レビューの実施状況を保安検査により確認をしてきております。

21ページでございますが、高経年化対策、これは原子力政策大綱の中でもその取り組みを記されております。現在の評価実施済みプラントがそこにごございます30年以上の11プラントになっております。昨年8月に、今後の充実強化のための方針を取りまとめました。

22ページに示してございますが、下の方の高経年化対策の基本的な考え方という、青いところにありますが、60年の供用を仮定した経年劣化予測と整備の健全性評価ということ60年というものを明確に位置づけて評価をしているということにしています。

左下の方は、ガイドライン等のシステムの整備を図っていく、また情報ネットワークの構築、安全研究の推進を図っていくということで取り組んでいるというふうにいたしております。

23ページでございますが、今、申し上げました定期安全レビューと高経年化対策を全範囲、1つのものとして進めていくということにいたしております。運転開始の30年を迎えるプラントにつきましては、定期安全レビューをあわせまして高経年化の技術評価、長期保全計画等の策定を求めるということにいたしております。その実施状況を定期検査等により確認をしていくという体制としたところでございます。

24ページの技術情報基盤の整備でございますが、OECD/NEAにおきまして、この高経年化のガイドライン、メッセージの構築等、発足をさせたところでございます。

25ページでございます。原子力政策大綱で示されております科学的・合理的な安全性に取り組むということについて、平成15年10月から、先ほど申し上げました定期事業者検査を行うということにしておりますが、その検査の中で亀裂が発見された場合には、健全性評価をして保安院に報告をすることという制度をつくったわけでございます。

26ページに、現在の対象整備としては原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器、炉心シュラウドを対象として進めてきております。

28ページに、前回までの延べ13プラントで、この実施状況を整理をしてございます。下から3行目に福島第二3号機の原子力再循環系配管の亀裂がございまして、この亀裂につきましては、ひびそのものの発見を見逃したところがございましたけれども、検査の方法を改良して、この制度の信頼性向上にさらに努めていくということにいたしております。

29ページでございますが、この制度をさらに発展していくために、PD、パフォーマンスデモンストレーションの認証制度、試験能力をあらかじめ確認をして、さらに効率的な制度としていくということで、平成18年1月に日本非破壊検査協会において準備され、発足をいたしております。

30ページでございますが、科学的・合理的な安全規制の一環として、定格熱出力一定運転を進めていくことは、一応、可能であるという方針を示したところでございます。

31ページ、32ページでございますが、輸送の安全につきましては、IAEAの規則の見直しをやっておりますが、32ページでございますように、IAEAの輸送の安全評価サービスというものを昨年受けました。まだ、結果は出ておりませんが、その輸送の安全規制というのは、国際的な基準に対してどうなのかということの評価を受けたところでご

ざいます。

この国際機関の評価、基本レビューにつきましては、T r a n S A Sに限らず、今後も前向きに対応していきたいというふうを考えているところでございます。

33ページであります。放射性廃棄物・廃止措置段階の取り組みということで、クリアランス制度に取り組むことが政策大綱に示されております。放射能濃度が著しく低いことを国が確認した場合には、再生利用ができる制度、クリアランス制度を整理をしております。昨年にその法律改正もいたしました。また、廃止措置につきましても政策大綱で示されているところでございます。34ページでございますが、それまで届出でありましたものを廃止措置計画の認可という手続に変えて、中身を十分に見るということにいたしているところであります。これに基づき、3月10日に日本原電から最初の申請が出て現在審査をしているところでございます。

35ページでございます。技術基準類の性能規定化でございます。政策大綱にも学協会規格等を積極的に活用することと方針が示されております。整備に要求される機能や性能を達成する手段は多種多様でありますので、要求される機能や性能水準を中心に規定をしているということにしております。これにより国内外の最新の知見を迅速かつ柔軟に取り入れていくことができるというふうと考えて、これを進めてきたところでございます。

37ページでございますが、リスク情報の活用を原子力政策大綱の中で、積極的に活用し、活用範囲を広げていくことという方針が示されております。この方針に基づきまして、原子力安全委員会のリスク情報の活用に関する基本方針を踏まえて、私どもも取り組んでおります。

その取り組み方針は、38ページでございますが、可能なものから速やかに活用の拡大を図っていくという個別活用分野を広げていくアプローチ、また本格的な活用の段階に備えて準備を進めていく基盤整備のアプローチ、これを並行して進めていくことにいたしております。現在まで、航空機落下、タービンミサイル対応等に活用してきておりますが、さらにその対象範囲を拡大し、科学的合理的な安全規制の手段として活用していきたいと思っております。

39ページ以降でございますが、原子力防災対策でございます。原子力政策大綱でこれの充実・強化を図るという方針が示されております。現在まででございますが、原子力防災専門官59名を21カ所の原子力施設立地地域に配置をしております。オフサイトセンターは、20カ所を整備をしております。

4 1 ページでございますが、原子力総合防災訓練も毎年 1 回実施してきております。

4 2 ページからは核物質防護対策の充実と強化でございます。これも原子力政策大綱の中で、さらに充実・強化を図ることの方針が示されております。

国際原子力機関 I A E A の国際的な基準に合致するように核物質防護対策の強化を法律改正等により行ってきております。

内容でございますが、4 3 ページでございますように、設計基礎脅威を事業者に示し、それに基づく事業者の核物質防護措置を適宜検査をし、また核物質防護秘密の保持を義務づけるという内容等を整理をしてきております。

4 4 ページ、広聴・広報の体制整備というものであります。原子力政策大綱の中で、国と地方との関係、また対話を重ねること、運転に関するコミュニケーションをさらに発展させていくこと等の方針が示されて、法律に基づいて確保しております。平成 1 6 年 4 月に原子力安全・保安院の中に原子力安全広報課を設置をして取り組んできております。いろいろな主要事項がありましたときには、適宜現地に出向いて説明をしていくということでやってきております。

4 6 ページでございますが、その他の手段として N I S A 通信、メールマガジン等も取り組んできておるところでございます。

4 7 ページでございますが、それら何か事があったときに現地に行くということのほかにも、常日頃から現地とよくコミュニケーションを図るということで対話の集いというものをやることにしております。

また、保安検査官自身が現地における原子力安全の広聴・広報活動の責任者となって取り組むということを行ってきております。

4 8 ページ以降は、国際的な取り組みでございます。先ほど来でございますように、透明性の確保、国際的な説明責任等に取り組んできておりますが、特にアジアにおける原子力安全確保において我が国としてリーダーシップをとるところでございます。

5 0 ページのところでございますが、上の方にありますように I A E A 廃棄物処分の安全性に関する国際会議を昨年、我が国で主催をしております。アジアにおける原子力安全確保、日本と中国、日本と韓国、また北東アジアのエリアにおける安全の協力を組むということを目指して取り組んできております。

5 1 ページでございますが、原子力安全のための体制でございます。原子力安全基盤機構を平成 1 5 年 1 0 月に法律により位置づけて発足をさせたところでございます。

5 2 ページにございますように、原子力安全基盤機構は検査業務、防災業務、解析・評価業務等をし、原子力安全・保安院の業務を支えておるといふものでございます。

5 4 ページにございますが、申告の設定と特性等に申告の位置づけが書いてありますが、外部有識者から成る申告の調査委員会を設けて、調査等作業をしてきておるといふ状況でございます。

5 5 ページ、現行の安全研究を踏まえて、安全規制のさらなる取り組みを図るべしという原子力政策大綱の方針が示されております。現在、軽水炉分野、核燃料サイクル技術分野、放射性廃棄物・廃止措置分野で取り組んでおります。

5 5 ページ、下にございますように、例えば福島第一 6 号機等でありましたハフニウム制御棒のひび割れ等につきましては、原子力研究開発機構で、独自に調査、分析をさせていただいておるといふことで取り組んでいます。

5 6 ページ、私どもの関係する予算として約 3 4 0 億円を活用し、原子力安全を進めてきておるところでございます。

個別の規制の取り組みでございますが、5 7 ページにありますように六ヶ所の再処理施設につきましては、通水作動試験、化学試験、ウラン試験と、一步一步段階を踏みながら安全確認をし、アクティブ試験に入ることとしたわけでございます。この 3 月からアクティブ試験が開始をされておりますが、ここに来るまでいろいろなトラブルもございましたので、特に品質保証の体制の点検を強く求めてきているところでございます。

5 9 ページにございますが、「もんじゅ」につきましては、6 0 ページにございますように改造工事にかかる使用前検査を的確に行うこと、安全性総点検への対応状況を確認すること、また長期プラント停止後の健全性確認といたしまして、長期間使用していない機器・システム、燃料等の健全性について確認を実施をしていくといふことで進めてきております。

以上です。

ほか、幾つかトラブルがございましたら、6 4 ページにございます美浜発電所 3 号機の事故、平成 1 6 年 8 月に起きた 1 1 人もの死傷という事故となったわけでございます。事業者の保守管理、品質保証に対する取組に問題が根本原因があったとすることを発表しまして、6 6 ページにございますが、3 月 2 8 日に、関西電力、三菱重工の再発防止対策の実施状況の総合評価を取りまとめをしてございます。今後の保安検査等により、この再発防止対策の実施、P D C A が確実に回っていくかどうかを確認をしていくことにいたしております。

6 7 ページにございます。女川の耐震問題でございます。昨年 6 月に宮城県沖地震で発生

をした地震により、運転中の女川1号、2号、3号、すべて停止をいたしました。また、その後の評価によりまして、一部、基準地震動の応答スペクトルを超える事故があったということで、この女川の耐震安全性の確認しております。現在、2号と3号の確認をしており、その内容につきましては、地元自治体等へのタイムリーな説明をしてきております。

なお、耐震対応の安全性確保につきましては、原子力安全委員会の新指針が近く示されることを契機にしまして、より透明性を高めていくということで取り組んでいきたいということで考えておるところでございます。

70ページ以降が今後の取り組みの主要課題というものであります。ここの取り組みの主要課題としては、今まで申し上げました5年間の取り組み、これはいずれも重要なところが提起されていると考えておりますが、それらの課題にさらに取り組むとともに、今からご説明させていただきますことに、さらに取り組んでいきたいというふうに思っております。

71ページでございます。運転段階の安全規制を定めた新検査制度、現在まで、今までの点検にさらに加えて、保安検査、電気事業者検査、定期安全管理審査等の充実を図ってきておりますが、これらの対応には実施上の問題も見られておりますし、さらに改善を図っていくことが必要だろうと考えております。

そのポイントといたしましては、停止中に集中している検査を運転中の検査とバランスをとっていくということができないか、また、個々のプラントの状況を踏まえた事業者による保全プログラムをチェックをした上でプラントごとの検査をきめ細かく実施していくことができないか、先ほど述べました高経年化対策の一環としまして、運転が長期にわたるプラントに関する検査をより充実をさせていくということができないかという視点を含めて、今年の6月ぐらいを目途に結果を取りまとめていくということで作業を進めています。

72ページは中間貯蔵の計画が主ですが、審査基準の整備等もしてきております。

73ページでございます。高レベル放射性廃棄物の安全規制につきましては、原子力政策大綱の中で法的の整備に取り組んでいくべしという答申が示されてございます。研究開発等の進捗を踏まえて、法的枠組みについて検討を行うこととしております。

74ページでございますが、アジアにおける国際協力をさらに充実をさせていくということで、日本と中国と韓国の3カ国が中心となってこの規制をどうしていくかを考えています。

75ページでございますが、やはり私ども原子力安全規制に取り組む職員の能力を常日頃高めていくということが重要だと考えております。原子力安全の研修室を設けて、安全の研修プログラムをつくり、必ず保安検査官等の任につくときには、この研修を受けるというこ

とにいたしております。また、NRC等海外の規制機関に留学をさせ、その能力向上に努めているところがございます。

76ページでございますが、原子力安全・保安院が規制の責任を負っているわけですが、原子力安全確保という観点からは、いろいろな機関との連携が必要になります。日本原子力技術協会、学協会や原子力安全基盤機構、日本原子力研究開発機構の安全研究センター等と密接な連携を図り、安全確保のための総合力を高めていきたいというふうに考えております。

原子力政策は、今まで説明申し上げましたとおり、今後とも原子力政策大綱に示されております科学的・合理的な規制を目指しまして、運転段階を中心とした規制の制度を向上をさせていきたいと考えております。

また科学的・合理的な安全規制の一環として、リスク情報を活用していくということを積極的に進めていきたいと考えております。

また安全規制における国際協力、特に国際的な基準の積極的な取り入れ、アジアにおける安全規制の協力等をさらに積極的に進めていきたいと思っております。

以上、今までの取り組みと今後の取り組みについて、ご説明させていただきました。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは質疑に移ります。各委員には、お一人5分を検討に、ご意見、ご質問をどうぞ。

町委員。

(町委員) 幾つかお聞きしたいことがあります。まず、安全確保には、人材の継続性あるいは経験の継承が非常に重要なので、それが可能なシステムを考えて頂きたい。JNES等の機関が取り組んでいると思いますが、国の方としても取組が必要。

次に、この安全に関わる測定と検知技術は重要です。特に経年変化においては、非破壊の測定技術というのは、非常に大事です。その技術開発は、どこの役割なのかわからないですけども、安全を支える技術として促進していく必要があると考えます。

院長が言われたように、科学的・合理的な基準、規制が大事であり、それによって経済性も向上すると思えます。それを促進するために、民間との意見交換が必要です。事業者はいつも検査される側ということだけではなくて、経験を踏まえた意見を述べることも必要です。そういう機会はどういうふうに設けられていて、合理的な基準作りに反映されてきているのですか。

最後に、例の国際機関の話ですが、IAEAは、国際基準をいろいろ検討しているのです

が、その検討委員会で日本からも委員会では専門家が参加していることは承知してはいますが、事務局内にも職員として、せめて5年とか、そういう期間、日本人の専門家が行くようにすることによって、日本にとってもよい合理的な国際基準がつくられるとも感じております。積極的に、国際的な人材を出す政策を考えていただく必要があると考えます。

(広瀬院長) 第1点の先生ご指摘の人材育成につきましては、先ほど、研修や海外留学と申し上げましたが、やはり行政機関として人事のローテーションがありますので、その制約の中で、人材育成をやっていくというのは簡単なことではありません。できるだけ経済産業省全体、官房等の理解を得て、この原子力安全、専門的な業務の機関でございますので、この規制業務につく人間のローテーションとか処遇というものを考えていくことになるということ、ここは保安院の中だけでできないものですから、省全体で取り組んでいくことになるということになってきております。

2点目の測定技術につきましては、先ほどの健全性評価制度を信頼性あるものとしていく、実効性のあるものとしていくという観点からも極めて重要だと思っております。これにつきましては、もちろん高経年化という面もありますので事業者が取り組んでいく部分、それからやはり国が原子力安全の基盤整備として取り組んでいくというところもあると考えておまして、それぞれ必要な役割分担をしながら、この技術開発には取り組んでいきたいというふうに考えております。

科学的・合理的な規制を進めていくということにつきまして、民間と意見や情報の交換を進めていくことは非常に重要だと思っております。現在、トップマネジメントヒアリングということで、毎年、保安院のトップと事業者のトップが話し合うということをやっております。今年もそれを、今、進めてきているところでございます。

また、検査のあり方検討会等の場には、事業者も入ってございまして、その考え方を積極的に述べてもらうということによってやっております。

国際機関への事務局への人材派遣でございます。これにつきましては、一番最初に申し上げました私どもの人材育成という観点からも重要だと思っております。このことは、やはり国際機関でやってきた人が私どもの中に戻ってきますと、いろいろな観点から視野が広いといいましようか、そういう観点、視野の広い取り組みをしてくれますので、そういう国際的な取り組みの風が、私どもの中に入ってくるということで、非常に重要だと思っております。

ただ、人材の制約もありますので、できるだけ継続的に出していきたいと思っておりますが、人数を増やすということでは、また壁があるところではあります。

(近藤委員長) では、齋藤委員。

(齋藤委員長代理) 今、お話を聞かせていただいて、ここ数年と申しますか、10年ぐらいの間にいろいろなことが起こり、それを規制に反映されて、非常に努力されてきているということは十分承知しております。

問題は、そういう活動が国民や地域住民にきちんと見えるようになってきているかどうかというところに一つあるのではないかと申しますと、やはり要所要所ではトップが出て行って、こういう対応をきちんとしていますというようなところをお互いに住民とコミュニケーションをするということが大事ではないかと、これは1つの感想であります。

2番目といたしまして、幾つか事故が起こって、申し上げたこともあるんですが、その事故原因を究明し、再発防止対策を立てると品質保証がやはりまずかったということになって、その起きた事故に対する品質保証の改善はやるんですが、これが私から見ると、水平展開されていない。また、別な事故が起ると、同じような過程を経て、品質保証の見直しを行っている。このような対症療法的ではなく、トラブル、事故が起こらないように、また、万一、どのような事故が起こってもきちんとその対応ができるような品質保証体制になっていることが大事である訳です。これは電力会社だけの問題ではなく、関係するメーカー、元請、孫請、すべてに対して徹底させていただければ、もう少しトラブルが減るのではないかと感ずるところがあります。極めて末端的なところで申しますと、孫請の人が溶接をやり、はんだづけをすることがある訳ですが、そのような人に、あなたはこういう重要なことをやっているんですよという認識を持ってやってもらわないと、どうしてもトラブルというのは起こってくる。そういうところまで品質保証体制として配慮していただくことが大事ではないかと思う次第です。

それから、3番目としては、リスクマネジメントは大変結構だと思いますが、データベースがしっかりしていないといけない訳で、これは規制側としてはどのようにデータベースをそろえられるのか、それからこれらはまた最新のデータで適時にリニューアルしていかないといけないわけでありますので、その辺の取り組みについてお聞かせ願えればと思います。

(広瀬院長) やはり、トップが地域等に積極的に出て行って説明を示すということは、原子力委員長からも常日頃言われております。

先だって、玄海のプルサーマルのときに、志賀2号の判決の直後だったということもありまして、私自身が大臣のお供をして、地域の地域に説明してございますが、今後、さらにこうして取り組んでいきたいと思っております。

品質保証につきましては、先ほどご指摘のように、やはりその場だけの状況を見るということではなくて、その取り組みがP D C Aとしてしっかり回り始めているかどうかということを確認することが大事だと思っております。その意味で、美浜の事故につきましても約1年かけてそのP D C Aが回っているという状況を確認してきたと思います。

データベースの整備でございます。リスク情報の活用におけるデータベースの整備でございますが、これは一規制機関だけで受けられるものではありませんので、データベースの整備については産学官が連携して協力をしていくことが急務だろうと思っております。

J N E S等を活用して、その取り組みをさらに進めていきたいと考えています。

(近藤委員長) 前田委員。

(前田委員) 今、お二人がお話になったことは割愛して、2点だけ、ちょっと申し上げます。

新しい検査制度の導入、品質保証体制の確立と非常に大変なことをやってこられたわけで、その導入初期には、やはり相当混乱状態もあって、現場は非常に疲弊感が出たという話を聞いているんですが、最近では検査のあり方検討会等で、いろいろ意見交換もされ、保安院の努力もあって、大幅に減ったというふうには聞いていますが、まだやはり業務量がふえていて、現場を見に行く時間が少ないということも聞いていますので、その辺、今後ともぜひ科学的・合理的な規制ということでご努力をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、原子力政策大綱にも書いてあるんですが、現場の創意工夫を生かせるような仕組みとありますが、それが原子力の現場を魅力あるものにする、非常にキーポイントだと思いますので、そういう現場から出てきた創意工夫を検査の面あるいはその他の規制のルール面、仕組み面で生かしていくということをぜひお考えいただきたいと思います。

要望だけです。

(近藤委員長) お答えありますか。

(広瀬院長) これにつきましては、前田先生ご指摘のとおりでございます。定期事業者検査に対する定期安全管理審査を実施しました当初、相当混乱もございました。また、保安検査と定期安全管理審査が結果的に一部重複をするということもあってしまいましたので、今回の検査のあり方検討会の中で、そういうところをすべて改善をし、向上を図っていきたいと思っております。

また、現場の創意工夫、一番大事なところだと思っております。できれば、プラントごとの保全ということを中心に私どもの規制も考えていただきたいということで、プラントごとに、それぞれの創意工夫を期待をするということが可能になってくるのではないかと考えて

おります。

(前田委員) よろしくをお願いします。

(木元委員) 1件、感想になります。N I S Aの行動規範が書いてある検査官必携はいいと思います。これを、常時持っているようにしておく。ただ、当事者として検査官とは何をする人で、どういうふうに自分は見られているかと、自分を客観視する姿勢をこの中に盛り込んでいただきたいと思います。それが1つです。自分は何をする者かという当事者意識を持つこと。

それと、広聴・広報のことですが、46ページ、一番下に書いてある部分ですが、平成17年10月に佐賀県玄海町において保安院とエネ庁が共催で行ったシンポジウムの記述で、よかった4割以上、6割以上が理解できたと回答があったと書いてあります。このように、いいことだけを記述しない方がいいと思う。問題なのは、反対意見がありましたね。シンポジウムのやり方についても批判があれだけ出ているんですから、やはり、それも書いて、次の参考にする。勉強して、学習して、今度はこうやりたいという方法を書いていただければと思います。

それから47ページですけれども、よく我々も行う④の立地地域住民との直接対話コミュニケーション、これもいいんですが、最初にご相談を受けたときに代理店に丸投げだったんです。そのようなことは今、行われていないと思っていますけれども、自分は専門家じゃないからという逃げではなくて、専門家になる意欲を持ってほしいんです。自分で工夫すればもっと斬新なことができますから、そういう意欲を持っていただきたいということ。

それから⑥のリスクコミュニケーション技術研修、これはリスクとは何だということですが、それぞれ違うんですね。自分たちが考えているリスクをわかってもらうための説明とか、これを研修すればいいではなくて、相手のリスクとは何だということから始まって、例えば地元住民との広聴・広報の場合、リスク情報をまず共有することから始まって、そこから相手の意見を聞き出してコミュニケーションするという方法をとっていただきたいということです。

それから58ページ、原燃ですが、この間もちょっと人為的なミスがありました。齋藤先生もちょっと触れていらしたけれども、以前、最初の水漏れのときに、下請けの人が夜中に補修しましたよね。補修した人は自分は何をする人で、どういう責任があるのかと、この末端までの当事者意識、当事者能力を持つことが大事で、保安院はそこをフォローしてほしいですね。それがないと、自分は何に行っているかわからない。ただ、きれいに見えない

ように補修すればいいという考えだったのが後から聞こえてきましたので、改めて確認させていただきたいのです。

それからあと1つ、71ページ、検査制度の不断の見直し。これは大いにやっていただきたいし、チェックしていただきたいと思っているんですが、この考え方というのは、これも大分前に申し上げていることかもしれませんが、炉によって年数とか形とか、それから癖など、いろいろなところで違いますよね。その意味で、アメリカでやっているように個別的に重点的な検査をする。これはNASAのHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の考え方と全く同じだと思うんですが、そういうような視点を取り入れていくと、我々は納得しやすいんですね。やはり運転しながら定検をするのはほとんどないという人もまだいますので。意見として申し上げさせていただきました。

ありがとうございました。

(近藤委員長) ありがとうございました。これにて本日の質疑は終了させていただきます。本日の保安院からのご説明に対しては。幾つかまだご質問もあるかと思えます。その場合には、書面で意見交換をさせていただき、記録に残す方法をとることにしたいと思っております。

私の方から1つだけ。この資料5において大綱を踏まえてと言われると原子力基本法をどう読むかという問題があるような気がしますので、ここは「参酌して」というのが適当だと思うのですが、ちょっと余計なことを申し上げました。それでは、本日の議事はこれにて終了とします。

なお、次回の予定は未定です。早急に公表できるように準備中ですが、いまは皆様には議事進行にご協力いただきました。ありがとうございました。

—了—